別表第1（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保育形態 | 保　　　育　　　時　　　間 | |
| 常時保育 | 基本保育時間Ａ | 月曜日～金曜日　8時00分～18時00分 |
| 基本保育時間Ｂ | 月曜日～金曜日　8時30分～18時30分 |
| 基本保育時間Ｃ | 月曜日～金曜日　9時00分～19時00分 |
| 延長保育時間  〔基本保育時間Ａ〕 | 月曜日～金曜日　7時30分～ 8時00分、18時00分～21時00分 |
| 延長保育時間  〔基本保育時間Ｂ〕 | 月曜日～金曜日　7時30分～ 8時30分、18時30分～21時00分 |
| 延長保育時間  〔基本保育時間Ｃ〕 | 月曜日～金曜日　7時30分～ 9時00分、19時00分～21時00分 |
| 土曜保育 | 8時30分～19時00分 | |
| 一時保育 | 7時30分～21時00分 | |

備考　第３条第２号に規定する休日のうち別に指定する日の保育時間は、土曜保育の項に準ずるものとする。